平成20年3月12日

1. 出席議員

1	番	松	田	義	太
2	番	松	尾	勝	利
3	番	松	本	末	治
4	番	光	武		学
5	番	馬	場		勉
7	番	徳	村	博	紀
8	番	福	井		正
9	番	水	頭	喜	弘

12 番 谷 口 良 隆 13 番 小 池 幸 照 14 番 松 尾 征 子 15 番 中 村 雄一郎 16 番 橋 爪 敏

橋 川

中 西

宏 彰

裕司

10 番

11 番

2. 欠席議員

6番森田和章

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長 森 田 利 明 局 長 補 佐 澤 野 政 信 管 理 係 長 江 口 隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市			長	桑	原	允	彦
副	市			出	村	素	明
総	務	部	長	唐	島		稔
市	民	部	長	北	村	建	治
産	業	部	長	山	本	克	樹
建	設 環	境 部	長	坂	本	博	昭
会計管理者兼会計課長				北	村	和	博
企	画	課	長	竹	下		勇
総	務	課	長	北	御門	敏	則
財	政	課	長	打	上	俊	雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局長				中	村	和	典
税	務	課	長	武	藤	竹	美
福	祉 事	務所	長	迎		和	泉
保	険 健	康課	長	岩	田	輝	寛
農	林水	産 課	長	平	石	和	弘
商	工 観	光 課	長	福	岡	俊	岡川
都	市建	設 課	長	田	中	敏	男
環	境下水	(道課	長	亀	井	初	男
ま	ちなみ	活性課	長	松	浦		勉
水	道	課	長	藤	家	敏	昭
教	育 委	員	長	藤	家	恒	善
教	育	Î	長	小	野 原	利	幸
教	育次長兼	庶 務 課	長	藤	田	洋	一郎
生涯学習課長兼中央公民館長				中	JII		宏
同和対策課長兼生涯学習課参事				関		正	和
農	業委員会	等務局	長	Щ	田	次	郎
監	查	委	員	植	松	治	彦

平成20年3月12日(水)議事日程

開 議 (午前10時)

日程第1	議案第21号	平成19年度鹿島市一般会計補正予算(第6号)について(質疑、
		討論、採決)
日程第2	議案第22号	平成19年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
		について(質疑、討論、採決)
日程第3	議案第23号	平成19年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計補正予
		算(第2号)について(質疑、討論、採決)
日程第4	議案第24号	平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算(第6号)に
		ついて(質疑、討論、採決)
日程第5	議案第25号	平成19年度鹿島市老人保健特別会計補正予算(第4号)につい
		て(質疑、討論、採決)
日程第6	議案第26号	平成19年度鹿島市給与管理特別会計補正予算(第2号)につい
		て(質疑、討論、採決)
日程第7	議案第27号	平成19年度鹿島市水道事業会計補正予算(第2号)について
		(質疑、討論、採決)
日程第8	議案第28号	佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及
		び同組合規約の変更に係る協議について(質疑、討論、採決)

午前10時 開議

〇議長(橋爪 敏君)

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。 本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 議案第21号

〇議長(橋爪 敏君)

それでは、日程第1. 議案第21号 平成19年度鹿島市一般会計補正予算(第6号)についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。打上財政課長。

〇財政課長(打上俊雄君)

おはようございます。それでは、議案第21号 平成19年度鹿島市一般会計補正予算(第6号)につきまして、お手元の補正予算書及び議案説明資料により御説明をいたします。

平成19年度も大詰めを迎え、最終的な決算見込みによる増減が主なものでございますが、

一部には予算を増額した事業もございますので、よろしく御審議をお願いいたします。

補正予算書の1ページ目をお開きください。

議案第21号 平成19年度鹿島市一般会計補正予算(第6号)は、予算の総額から23,603千円を減額し、補正後の総額を11,386,963千円といたすものでございます。

また、繰越明許費と地方債の補正も同時に御提案いたします。

2ページ目をお開きください。

2ページ目から10ページまでは、補正予算の議決科目の区分及び予算額の集計表でございます。

11ページ目をお開きください。

11ページは、繰越明許費でございます。

19年度予算の事業の中で、諸般の事情により予算の一部を平成20年度へ繰り越して実施するものであり、事業ごとに繰り越しを認めていただく予算の上限を御提案するものでございます。

事業名と金額を読み上げます。

急傾斜地崩壊防止事業(わしの巣地区)6,395千円、中木庭ダム周辺整備事業(辺地対策事業)6,000千円、肥前浜宿街なみ環境整備事業7,062千円でございます。

なお、繰り越しの理由につきましては後ほど説明をいたします。

12ページ目をお開きください。

12ページは、地方債の補正でございます。

まず、中山間総合整備事業は、新規追加の起債でございます。

急傾斜地崩壊防止事業、辺地対策事業、災害復旧事業につきましては、起債額の変更でございます。

それでは、今回の補正の主な内容につきまして補正予算説明書により御説明をいたします。 13ページ目をお開きください。

13ページから16ページまでは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表、集計表でございます。

その中で、まず13ページ1行目の市税でございますが、今回43,765千円の増額補正を行い、補正後の総額が3,020,125千円となりました。いわゆる税源移譲の影響もありますが、鹿島市が安定的な市政運営を行う上でのベースとなる目標市税30億円を一応確保した形となっております。平成20年度以降、いかにしてこの市税30億円を維持し、伸ばしていくかが大きな政策課題であると認識をしております。

17ページ目をお開きください。

17ページより歳入説明をいたします。

まず、市民税でございますが、個人市民税につきましては、税源移譲に伴う見込みが若干

下回りましたので、そのような要因により22,000千円の減額補正としております。

法人市民税につきましては、市内の事業所の収益が引き続き上向いており、25,000千円の 増額補正となっております。

18ページ目をお開きください。

18ページの固定資産税、19ページの軽自動車税につきましても、いずれも増額補正となっております。

19ページ以降も決算見込みによる増減が主なものであり、補正の内訳は説明欄をごらんください。

ページを飛びまして、35ページ目をお開きください。

35ページ目は、寄附金でございます。

新たに指定寄附をいただきましたので、御紹介をいたします。

まず、高齢者福祉費寄附金として、市内高津原にお住まいの北原慎也様と、行成にお住まいの武富孝子様の連名により500千円の寄附をいただいております。

ふるさと人材育成支援基金の寄附金として、東亜工機様より30,000千円をいただいております。これにつきましては、昨日、条例案の提案をいたしたところでございます。

環境保全事業寄附金として、株式会社スーパーモリナガ様より200千円の寄附をいただい ております。

改めまして、御寄附をいただいた皆様に深くお礼を申し上げ、趣旨に従って有効に活用してまいりたいと思っております。

39ページをお開きください。

39ページ、雑入でございますが、市町村振興宝くじ収益金、サマージャンボで28,503千円、オータムジャンボで5,086千円の配分を受けましたので、計上をしております。

42ページ目をお開きください。

42ページからは歳出の説明でございます。歳出の説明につきましては、後ほど議案説明資料により要点を説明いたしますので、まずここではちょっと省略いたします。

92ページ目をお開きください。

給与費明細書でございます。補正予算の中に人件費の補正でございますので、補正の内訳 をあらわす資料でございます。

95ページをお開きください。

地方債の現在高調書でございます。一番下の合計欄の右下が本年度末残高の見込みでございます。総額10,659,001千円となり、前年度、平成18年度末と比較し652,870千円の圧縮となっております。

それでは、別冊の議案説明資料の23ページにより歳出等につきまして御説明をいたします。 別冊議案説明資料の23ページをお開きください。 23ページから、補正状況の集計表になっております。

まず、23ページは歳入でございます。

先ほど御紹介いたしましたように、税収につきましては43,765千円の補正ということで30 億円を達成いたしております。

24ページをお開きください。

24ページは、歳出の目的別の補正の状況でございます。今回の減額補正の主な要因としては、民生費で140,000千円程度の減額、農林水産業費で73,000千円ほどの減額、土木費で42,000千円ほどの減額というふうになっております。

25ページは、歳出の性質別の補正状況の集計表でございます。

26ページをお開きください。

26ページ目は、歳出の主な補正事業の概要説明書でございます。ここでは、増額補正を行ったものを抽出して載せておりますので、説明をいたします。

まず、ナンバー1、企画費、ふるさと人材育成支援基金につきましては、東亜工機様の寄 附をもとに新たな基金を30,000千円で設けるということで提案をいたしております。

ナンバー2、一般管理費につきましては、新たに2名の職員が退職をいたすことになりましたので、その職員退職手当の増額47,740千円でございます。

ナンバー3、公債費の元金でございます。このたび、利率が高い政府債の繰り上げ償還が 平成19年度から21年度にかけて3カ年で認められました。そのうちの平成19年度分として 8,286千円を補正するものでございます。

ナンバー4、財産管理費として、収支の見込みにより1億円の財源を捻出いたしましたので、公共施設建設基金へ積み立てたいと思います。これにつきましては、平成20年度以降の大型のハード事業に備えたいと思っております。1億円を積み増すことにより、19年度末で公共施設建設基金は726,000千円程度になる予定でございます。

ナンバー 5、予防費でございます。杵藤広域で管理をしております伝染病隔離病舎、事業自体は既に終了しておりますが、建築費用の償還が残っておりましたので、19年度末ですべて繰り上げ償還をしたいと思います。鹿島市の負担金として7,310千円ということで計上いたしております。

ナンバー6、園芸振興費でございます。施設園芸省エネルギー化緊急対策事業として、ハウス等への助成として558千円を計上いたしております。

ナンバー7、廃棄物処理費でございます。ごみ袋作成費として10,000千円を計上いたしたいと思います。これにつきましては、原油の高騰により、新年度になりますとごみ袋の値段が上がるということで、10,000千円分を前倒しで発注したいというふうに考えております。

27ページでございます。

ナンバー8、公民館費、公民館改修補助金として、下古枝公民館の屋根改修事業に500千

円を補助いたしたいと思います。

ナンバー9、生涯学習センター管理費でございます。生涯学習センターを建設するとき、 平成10年に藤津製氷跡地を駐車場として土地開発基金で取得をしております。面積は 2,559.87平方メートルでございます。一般会計の予算で土地開発基金より買い戻しを実施し たいと思います。

28ページでございます。

28ページ目は、先ほど補正予算書で御説明をいたしました繰越明許費の繰り越しの理由を明記した資料でございます。参考までにごらんください。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

〇議長(橋爪 敏君)

質疑に入ります。11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

質問をいたします。

先ほど、19年度の一般会計の補正予算ということでの御説明がありましたが、すべて説明 は終わっておるわけでございますか。ちょっと私が勘違いをしているかもしれませんので。 ——済みません。

3月の精算――精算というのはおかしいですけれども、最後の補正ということで、プラス・マイナスありますよね。だから、それのすべてについて、ちょっと説明がなかったような気がしたもんですから、御質問をしているんですけど。まず、とりあえずですね。

〇議長(橋爪 敏君)

打上財政課長。

〇財政課長(打上俊雄君)

御質問の趣旨は、若干説明が不足しているんじゃないかということで。一応、要点を抽出 して御説明したということで、御理解いただきたいと思いますが。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

わかりました。今までは細かなところまで一つ一つ御説明があったような気がしましたので、申し上げました。

それでは、改めて御質問を申し上げたいと思います。

私は常々、長崎本線の問題については、一般質問なり議案審議なり等について御質問をしてきたところであります。今回、3者合意のもとで合意案が出てきて、3月の年度内に着工の認可が出てくるというような状況が今ありますね。そこの中で、さきの私の質問の中で、市長の答弁の中に2つあります。1つは、地元説明会、あるいは費用対効果等の県との協議

の中で、中西議員は余り出席をしていないというような発言を市長は常々されております。 私は、古枝地区の地元説明会においては、前の川上副知事と市長がですね……

〇議長(橋爪 敏君)

中西議員に申し上げますが、質疑は補正予算に関する質疑に限定して。

〇11番(中西裕司君)続

いや、ですから……

〇議長(橋爪 敏君)

関連しておりますか。

〇11番(中西裕司君)続

ちょっと待ってください。だから、長崎本線の問題の予算の問題で今から言うわけですか ら。

〇議長(橋爪 敏君)

新規には載っているけど、補正には長崎本線載っていますかね……。 (「まだ補正に上げていませんよ」と呼ぶ者あり)

暫時休憩します。

午前10時17分 休憩午前10時18分 再開

〇議長(橋爪 敏君)

再開します。

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

一般質問での市長の答弁については、また後ほどにそれはいたします。限定してですね。 本当はそれをお話しをしないと、今回の長崎本線の問題に関する期成会の費用に関する問題 がお話しできないから、その旨のお話をしようと思ったわけですね。 (「いやいや、そんな らそうしてください。ほかんことば話しよんさったけん、わからんやったんじゃないですか、 皆さん」と呼ぶ者あり) ほかんことじゃなかですよ。長崎本線に関する問題でお話をしてい るわけです。

〇議長(橋爪 敏君)

発言は許可を得てからしてください。

〇11番(中西裕司君)続

だから、それは、聞くものは聞いてほしいですよ。(「いやいや、聞くって言ったじゃないですか。してください」と呼ぶ者あり)じゃあ、ちょっと待ってください。議長の許しを得なきゃいけません。

議長、どうですか、その点は。

〇議長(橋爪 敏君)

関連しておれば、してください。期成会100千円載っていますから。

〇11番(中西裕司君)続

では、市長のさきの答弁の中で言われたことが、いわゆる中西議員は出席をしていないと、 長崎本線の問題に関連して、あるいは期成会の会合について、していないということ。それ は私としてはいろんな形で、そのときは出席しなくても、フォローはできるというふうに思 っております。

そういうふうなことで、いわゆる期成会の活動の問題についても、それぞれいろんな立場で議論をして、あるいはしてきたと思いますね。そういう中で、今回、市長の3月までの活動はそのままでいくと、その後はまた現状の対応していくというようなお話です。

今回、もう3月末のいわゆる予算の精算というのはおかしいけれども、確定的にするわけですね。そこの中で、いわゆる期成会の問題についての活動の費用の問題、今後どうするのかですね、あと何日かあるわけですが、その問題とか、あるいは今までどのような形で、残があるのか、ないのか、そういうものを含めて御質問を申し上げたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

桑原市長。

〇市長 (桑原允彦君)

何回も申し上げておりますとおり、まだ正式に着工と決まっておらないと、こういうスタンスでおります。それから、来年度においても、これは存続をやっぱり図らにゃいかんわけです、今後も。あるいは、もう少し高い利便性を確保せにゃいかんわけです。こういうことにおいては、我々としては依然としてこの予算は必要だと、こういうふうに思っております。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

非常に期成会のですね、だから、存続期成会をどうするかという問題も含めて、市長の今の答弁でいくと、引き続きやっていくということなんでしょう。そうですね。

でも、着工の認可はおりていないから、何とも市長の立場だと、3月31日まではとにかく そうだと。でも、私たちの予算審議の中では、例えば、もう20年度の予算の審議についても、 3月いっぱいにしていかにゃいかんわけですよね。そこのところ、私たち、ちょっとギャッ プがあるので、市長の真意がちょっとわからない。私たち、理解できないところがあります。

これは、じゃあ、企画のほうに聞きますが、いわゆる19年度の予算について、例えば、存 続期成会なりの費用、残があるのか、ないのか。あるいは、期成会に出資した金額、そのよ うなことについてどのような今の状況であるのか、お聞きをしたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

竹下企画課長。

〇企画課長(竹下 勇君)

では、御質問の長崎本線存続期成会に対する負担金の問題ですけれども、例年100千円という形で上げております。ここ3年ぐらいですか、関係市町との幹事会の中で、当面負担金ゼロ円でいくということにしておりますので、今回、鹿島市の負担金100千円を3月補正で減額しております。

期成会の活動につきましては、期成会のほうに残予算がまだございますので、残金の中で 運営をしていくというふうにしております。

以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

ですから、期成会の残、実際幾らありますか。

〇議長(橋爪 敏君)

竹下企画課長。

〇企画課長(竹下 勇君)

これは、期成会のことになりますけれども、鹿島市のほうで事務局を持っておりますので。 通帳残が157千円ちょっとございます。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

今後、期成会の活動もされると、20年度の予算にどれだけ、どのように反映されているのか、その予算審議の中でまた明らかになるんでしょうけれども、それについて改めて私はまた質問をしたいというふうに思います。

それでは、次の質問ですが、先ほど財政課長のほうから、年間30億円、これはどうしても 市民の自主的な財源として欲しいという旨の報告がありましたね。やっぱり、私もそのよう に、非常にいい結果を持っているなという感じがしております。非常に力強い市民の皆さん の動きといいますか、そういう努力があったのかなというふうに、私も痛感をしております。

ところで、その歳入の部門で、入湯税の問題があろうと思うんですね。これも大きな自主 財源としての歳入としての力強いものがあったと思うんですが、条例化してつくったと思う んですが、現在、大まかで結構ですから、どれぐらいの歳入という形で入湯税が入っている かどうか、お聞きします。

〇議長(橋爪 敏君)

武藤税務課長。

〇税務課長 (武藤竹美君)

お答えいたします。

入湯税につきましては、現計予算が1,500千円ございます。ほぼ現計予算並みの収入があっているということです。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番 (中西裕司君)

これは、入湯税については、条例の中身として、特定財源化したような形の趣旨の入湯税の性格だというふうに私は理解をしているんですが、その点改めて確認をしたいんですけど、どうですかね。一般財源化的なものだったのではなくて、特定財源化したような形の入湯税だったのかなというふうに思っておりますが、ちょっと確認をいたします。

〇議長(橋爪 敏君)

武藤税務課長。

〇税務課長 (武藤竹美君)

お答えいたします。

入湯税は、法定内目的税でございますので、目的に従った形の使い方をやっております。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番 (中西裕司君)

失礼しました。特定化と言いましたが、目的化ですね。目的税という形ですね。

そういうふうな性格の入湯税なんですが、収入が1,500千円ぐらいあると。支出について、 じゃあ、目的化されたもの、どのようなものに対して支出をされたのかどうか、明らかにし ていただきたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

武藤税務課長。

〇税務課長 (武藤竹美君)

平成18年度の実績になりますけど、常備消防関係、それから観光関係、観光振興、それから浄化槽関係の環境整備等に使用しております。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

打上財政課長。

〇財政課長(打上俊雄君)

入湯税の財政課としてのとらえ方でございますが、入湯税は目的税であり、また一般財源

でございます。主には、観光振興への財源の一般財源分として充当しているという考え方で ございます。

ちなみに、平成18年度の決算でいきますと、観光振興事業には22,744千円を配分しております。その中の一般財源分の予算として処理をしている、そういう考え方で対応しております。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

入湯税も、これからどのような形で動いていくのか、私もよくわかりませんが、やはり目的的に税を使うということであれば、支出においても、いわゆる条例の目的、性格にふさわしいものに沿うよう使い道を今後充実させていただきたいというふうに希望を申し上げます。明細は後ほどいただきたいと思います。

それでは、次の点でございますが、同じ歳入の面で、法人税の問題がありました。法人税は事業税、所得税、あるいは法人市民税等があろうかと思いますが、私は持論として、例えば、公共工事を請け負った場合、市外の業者、市内に営業所とか支店とか本社とかないような企業が例えば受注をした場合には、市内に作業所なり事業所なりの、そういう設置届を出していただいて、そして、法人市民税の何割かでも、あるいは法人所得に含めても、その何割かを、それ相当する分を鹿島市のほうに納めてほしいと、そういう指導をしてほしいというふうに私は常々言ってまいりました。県内の大手は、それぞれ営業所があったりしておりますので、常日ごろ、そういう税については納めていただいているというふうに私は思っております。

ひとつ今回、どうなのかなとお聞きをしたいのは、これは具体的に名前を挙げていいのかどうかわからないですが、下水の処理場を業務委託されておる会社があると思います。先日、課長は、日本管財とおっしゃいましたから、それは正確じゃないじゃないかと僕がやじを入れたところでございますが、日本管財環境サービスですかね、これは請負をされておりますから、具体的に挙げていいと思いますが、株式会社日本管財環境サービス、下水道の管理運営を業務委託を受けている会社、これについて、通常ならば、私が先ほど言ったような事業所を鹿島市につくられるわけですから、本社がどこにあるかわからないんですが、そういう意味で、分割していろいろな形で請負の金額相当に当たるものを分割してお支払いをいただけると、納めていただけるんじゃないかなというふうに私は思っているんですが、その点どうですかね。実際納まっているか、あるいは事業所のそういう設置届を出してあるかどうかですね。

〇議長(橋爪 敏君)

武藤税務課長。

〇税務課長 (武藤竹美君)

お答えいたします。

税につきましては、法人、それから個人でありましても秘密という形になりますので、課税状況、それから収入状況、資産状況その他につきましては公表できないというふうな形になっておりますので。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番 (中西裕司君)

それぞれの立場で物事は判断していくんでしょうけれども、業務委託という契約を鹿島市が発注して受けている企業ですよね。受けている企業が実態も何もわからないようでは、私はいけないと思いますね。実際仕事を受けていないのにどうのこうのということはないんですが、鹿島市の仕事を受けている企業が何ら、ベールに包まれたまま処理されるということについてはちょっと。納めている、納めていないぐらいは、あるいは事業所の設置届が出ているか、出ていないかぐらいはお話しができると思うんですが、どうでしょうか。

〇議長(橋爪 敏君)

武藤税務課長。

〇税務課長 (武藤竹美君)

お答えいたします。

個々の情報につきましての公表というのはできないようになっておりますので、御了解願いたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

困ったものですけれども。税金を納めておる、納めていないは別として、要するに、事業 所の設置届がしてあるのかどうか、あるいは鹿島市に営業所があるか、ないか、それさえも だめですか。

〇議長(橋爪 敏君)

武藤税務課長。

〇税務課長(武藤竹美君)

お答えいたします。

税務課のほうで調査して知り得た部分については秘密という形になりますので、公表できないということであります。

〇議長(橋爪 敏君)

竹下企画課長。

〇企画課長(竹下 勇君)

契約行為をやるときの前段になります指名願というのがございますので、その状況でお話をしたいと思いますけれども、議員、今御質問の企業につきましては、福岡県のほうから指名願が出されております。そこの完納証明というか、税金関係のはついております。鹿島市において、今事業所が――納税関係の分につきましては、申請をされたところの納税証明をつけていただくということにしておりますので、そういう意味では書類的な不備はございませんでした。

以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

今、企画課長から言われたのは、恐らく指名参加願の件だというふうに私は理解しますが、 指名参加願は国土交通省の統一方式において出されて、当然、会社として法人税その他を納 めているかどうかの納税証明書というのを添付するようになっている。その書類は必ず国土 交通省の方式になっているから、今、標準方式の中でそれは添付せにゃいかんということに なっていると思うんですね。ただ、鹿島市に納めているかどうかということは、当然それは わからない。その時点ではですね。指名参加願の中ではわからない。

ただ、企画課長のおっしゃるのでは、その書類は多分、福岡ということだから、福岡が本社なんでしょうね。そういう意味でしょうね。福岡が本社で、請負を、業務委託を受けて鹿島市に今事業所があるという形なんでしょう、恐らく。事業所については、ちょっと明細はわからないけれども、本社についてはそのようにして、いわゆる福岡のほうに納めてあるということですよね。福岡のほうにですね。だから、そこを、請負を、鹿島市以外に本社があるようなところ、鹿島市内で仕事をする場合は、事業所の設置届なりを出していただいて、そして、その法人税の幾分かを請負の金額に応じて支払っていただけると、そういうことも僕はできると思うんですよ。実際していましたからね、できるんです。

そういうことで、税務課長も、そこら付近ちょっともう一回、皆さんで、庁内で協議してもらって、そういうことも含めてですね。鹿島市に納めておる、納めておらんかはよかですよ、それはもう、プライバシーの問題でしょうから。それはいいですけど、そういうふうに納めていただくような方法を考えていただきたいと。納めてあっぎ、何も言うことはなかわけですけどね。それさえも言えないということなんでしょうから、私のほうとしては皆目、どうすることもできない。恐らく、情報公開条例において出しても、結局無理。出さないでしょうからですね。だから、そういうふうにして税収を少しでも、やっぱり請負の仕事を出す以上は、それ相当の法人市民税なりもいただけるような方策を関係各所で協議していただいて、少しでも税金として戻ってくる方法、手だてを考えていただきたいというふうに希望

を申し上げまして、私の質問を終わります。

〇議長(橋爪 敏君)

北村市民部長。

〇市民部長(北村建治君)

中西議員のおっしゃる意味は、よく私たちもわかりますので、今後そういう方向で私ども も検討をしていきたいなと思っております。

以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかにございませんか。14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

まず1点目ですが、歳入の、先ほど市税が目標30億円に達成したというようなことで、これからどう伸ばしていくかというのが課題だということですが、新年度を間もなく迎えるわけですが、来年度もそういう目標に向かって進むわけでしょうが、今の情勢の中で、果たして目標を達成できる条件というのがどういうところにあるのか。鹿島市の経済的な状況を見ますと、一部企業は伸びているというようなことを聞いておりますが、例えば、大半の農業とかその他、鹿島を今まで支えてきた産業というのは非常に落ち込んでいる。そういう中で果たして、どこに伸びていく希望があるのかということでお尋ねをしたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

武藤税務課長。

〇税務課長 (武藤竹美君)

お答えいたします。

市民税にしろ、法人市民税にしろ、とにかく経済情勢に左右されるというのは、これは間違いございません。したがいまして、経済がこのまま堅調にいけば30億円という形が立っていけるわけですけど、これが急激に景気が悪化したという場合は、税金にもはね返るという部分ございますけど、今の状況を見た限りでは、今の状況では達成していけるんじゃないかと。ただ、経済情勢の問題がありますので、急激に悪化した場合は30億円を割るケースがございますけど、今の部分は堅調だというふうに考えております。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

私から、今の御答弁に対しては、非常に甘いなという気がします。それは私のほうが情勢の見方が悪いのかわかりませんがね。全般的な状況を見ますと、本当に今、ますます落ち込みというのは急速になっていると思いますが、そういうことでしたら努力をしていただくしかないと思いますがね。わかりました。

それから、今回最終的な補正だと思いますので、先ほど中西議員のほうからも出ていましたが、私はもっと全体的にいろんなのが出てきたほうがよかったなと思うんですが、特に思いますのは、当初新規事業などが出てきたのがどういうふうに動いているかというようなのが非常に興味があるわけですが、1つの例としてお話をしたいと思いますが、これは新聞にも報道されましたからですが、例えば、73ページの商工費の中で、中心市街地空き店舗等利用促進事業補助金というのがこれに載っていますが、この直接じゃありませんが、今年度の新規事業として空き家バンク対策事業というのがありました。私は、この事業が提起されたときに、それもだけど、それまでずっと提起をし続けてきたのは、修理をした人たちに対して、やっぱり地元の業者に頼めば、それなりの補助金を出しながら、業者もいいし、頼んだ人もいいというような形の、そういうのがいいんじゃないかと提起をしましたが、とりあえず空き家バンク対策事業といいますか、それを取り組みますということでしたがね。

今回、この補正にも全然出てはおりませんが、新聞でもそういうことで報道されておりましたので、その状況というのがどういうふうになっているのか、事業の進行というのが。全く中間の報告も聞いておりませんしですね。やっぱり、最終の補正ですから、それをどういうふうに上げるか、上げんは別としても、その辺の説明というのはされてしかりじゃないかと思いますが、その辺についてお尋ねをします。

〇議長(橋爪 敏君)

福岡商工観光課長。

〇商工観光課長 (福岡俊剛君)

松尾議員の質問にお答えをいたします。

空き家バンクの現在の状況でございますけれども、この制度は、昨年の4月から新たに始めたものでございます。当初は1件登録がございましたけれども、民間の売買でその登録は抹消されております。

現在の状況でございますけれども、浜地区の重伝建地区に、まちなみ活性課のほうの協力 を得ながらでございますけれども、空き家が十二、三件ほどございます。この方たちに対し まして、空き家バンクの制度の登録ということでお願いをしながら、今動いているところで ございます。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

登録という実績はあるということですが、せっかく取り組んだ中で、現実的にそれが1件 もできなかったということね。やっぱり、ここのところは、今後の取り組みについても検証 すべきじゃないかと思いますし、私は思いますが、自分が提起したからじゃないですが、私 が提起した分を制度化しておったら、これは経済効果が出てきておったと思うんですよ。来年度も、じゃあ、その空き家バンク制度というのは、登録がありますから、打ち切るということはできないかもわかりませんが、来年度予算は今から審議になるので、そこで出てくると思いますが、来年度の取り組みについてはどういうふうにお考えなのか。

〇議長(橋爪 敏君)

桑原市長。

〇市長 (桑原允彦君)

この種の政策ですぐ、今年度立ち上げて、効果ができれば如実にあらわれたということが一番いいんでしょうけど、少しですね、やっぱり、これを、じゃあ今年度なかったから、もう来年度はこれで取りやめるということではなくて、こういう受け皿をつくっておくということは大事ですので、私たちも努力をしていきたいと。来年度も引き続き、こういう受け皿をつくりながら、何とか1つでも2つでも解消できればということでやっていきたいというふうに思います。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

事業というのは、今やったから今成果が出る分と、いろいろあると思いますが、ただ、今のような財政状況の中ですから、長期に向けてどこで実績が出るかわからないということよりも、やっぱり即実績の出るようなことをしながら取り組むというのも大事だと思いますので、ここでいろいろ、その問題での議論をするつもりはありませんが、今後の取り組みについてはぜひ検証していただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかにございませんか。12番谷口良隆君。

〇12番(谷口良降君)

ただいまの松尾議員の質問とテーマは重なってきますが、ただいまの空き家バンクの件で ちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

今議会の事前の議会の委員協議会が開かれた折に、この委員協議会は2月19日だったと思うんですけど、その時点で登録されておった1件がゼロになったという報告がありました。 私は、新聞記事をとっておったんですけど、その1週間前、2月13日には空き家バンクが1件というふうに書いてあるわけですよ。だから、情報が1週間で、1年の事業が新聞に報道されてから1週間後にはなくなっておったというように映っておるわけですね。

それで、そういうふうな状況であるならば、もう年度末ですよ。予算措置上、空き家バンクの予算の補正は未執行で終わると思うんですね。これは、措置されておるんですか。

〇議長(橋爪 敏君)

福岡商工観光課長。

〇商工観光課長(福岡俊剛君)

谷口議員の質問にお答えをいたします。

まず、登録の状況でございますけれども、昨年の4月から一応この制度を始めました。当初1件ありました民間の方の登録でございますけれども、民間の売買によって、その時点で 消滅をいたしております。

現在の状況は、先ほど申し上げましたけれども、やはり今のところは、1月末ぐらいから、 重伝建地区のほうをある程度絞りまして、その方たちに一応登録のお願いを回っているとこ ろでございます。中には、やはり今すぐはできないけれども、ある程度補修が済んだらでき るという方もいらっしゃいますし、当然、今でもいいですよという方もいらっしゃいますか ら、そういう方にお願いをしながら当たっているところでございますので、年内の、ひょっ としたら、調査とか登録までいけるかなということで思っておりまして、予算につきまして は現在はそのままにいたしておるところでございます。

以上です。(「予算は現行予算のまま」と呼ぶ者あり)

〇議長(橋爪 敏君)

12番谷口良隆君。

〇12番(谷口良隆君)

私がお尋ねしたかったのは、予算は今回もう、まだ執行の予定があるんですかということ を聞いておるんです。

〇議長(橋爪 敏君)

福岡商工観光課長。

〇商工観光課長(福岡俊剛君)

予算につきましては、今現在、希望をとっておりますので、執行の可能性はございます。 以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

12番谷口良隆君。

〇12番(谷口良隆君)

可能性は、まだ2週間ほどありますので、もちろんあるかもわかりません。ただ、これは、その空き家バンクに入居をされる方が3年以上の定住を条件に、台所やトイレなどの改修をされる場合の半額補助ということですので、これはもう新年度にかかりますね。今、空き家バンクが登録をされて、即入られても。もう物理的に今年度の執行はないと私は見るんですよ。そういう点でお尋ねしておるんですが。

〇議長(橋爪 敏君)

福岡商工観光課長。

〇商工観光課長(福岡俊剛君)

谷口議員の質問にお答えをいたします。

この予算の補正につきましては、1月末つくっておりますけれども、そのときはやはり、 今申し上げましたように、浜地区のほうの重伝建の方に登録をお願いしたいということで思 っておりまして、現在やっているところでございますので、やはり登録が早く済めば、そう いうことも可能かなとは思っております。

以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

12番谷口良隆君。

〇12番(谷口良隆君)

それでは、6月の最終補正にかけますという意味だととらえておきたいと思いますが、現 計予算の執行状況をお尋ねしたいんですけど、予算措置は、ちょっと今度の補正には上がっ ていませんけど、当初予算で百数十万円だったと思うんですが、ちょっとその予算額を教え てください。

〇議長(橋爪 敏君)

暫時休憩します。ここで10分程度休憩します。11時5分から再開します。

午前10時54分 休憩午前11時4分 再開

〇議長(橋爪 敏君)

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

谷口議員の質疑に対する答弁を求めます。福岡商工観光課長。

〇商工観光課長(福岡俊剛君)

谷口議員の質問にお答えをいたします。

平成19年度の空き家登録活用事業の全体の予算でございますけれども、1,100千円でございます。このうち、本年度執行予定額は165千円を予定いたしております。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

12番谷口良隆君。

〇12番(谷口良隆君)

1,100千円ということですけど、私の認識不足か知らんですけど、1,400千円じゃなかったですか。1,400千円、当初予算にはそう説明で書いておらんですか。

〇議長(橋爪 敏君)

福岡商工観光課長。

〇商工観光課長 (福岡俊剛君)

お答えをいたします。

平成19年度の空き家バンク事業の総事業費は1,100千円でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

12番谷口良隆君。

〇12番(谷口良隆君)

この質問をする前に、ちょっときのう当初予算書を見て、その認識が1,400千円という認識があったものだから、この新聞情報では1,100千円と書いてあっけんですね、この差異がどがんなっとっとかなと思っておりましたけど。

その160千円、額面はちょっと小さいですけど、165千円の執行予定というのは何に使われるんですか。台所等の改修費の2分の1補助という直接補助があるわけですね、利用者に対する。それがなくて165千円を執行されるというのはどういう内容になっていますか。

〇議長(橋爪 敏君)

福岡商工観光課長。

〇商工観光課長(福岡俊剛君)

今回支出予定の165千円の内訳でございますけれども、まず、空き家の調査費等で55千円、それから、空き家登録事業は一応県の宅建協会のほうへ委託をしているものでございますから、この分の事務手数料が60千円、それと、全国の地域住宅計画推進協議会という会に入っておりますものでございますから、これの年会費が50千円ということで、合計で165千円を支出予定でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

12番谷口良隆君。

〇12番(谷口良隆君)

わかりました。

それで、最後のこの件に対するお尋ねをしたいと思いますが、ただいま市長も答弁に立たれましたけど、直ちに成果が出る事業ではない、それは私もわかります。PRがもう少し徹底をしなければならない、あるいは需給バランスの関係もあるでしょう。そういうことで、一定の時間は必要だと思いますが、ただ単に今の状態で次年度も予算を組んで、制度を提示してみても、私はそう促進するような気がいたしておりません。他の先例地の空き家バンクの助成からすれば、かなり貧弱です。制度、中身が。だから、そういったものを十分再検討した上で、やっぱり需給がある、そのラインまでは検討せんと、同じ内容で次年度もやっても、同じ結果が出かねないと私は見ております。

そういった点で、1年を通してやってみて、結果としてゼロに終わった、その原因がどこにあるのかと、こういった点をやっぱり反省された上で次年度の政策に生かされなければならないと思うんですが、そういった点での検討はされていますか。

〇議長(橋爪 敏君)

福岡商工観光課長。

〇商工観光課長(福岡俊剛君)

お答えをいたします。

1年を振り返ってということでございますけれども、現在、浜地区のほうで若干可能性が ございますので、それを含めまして申し上げます。

やはり1つは、どうしてもちょっと若干うちのほうが宣伝が不足していたなという感じもいたしております。それから、ちょっとホームページ等に載せる時期が遅かったものでございますから、そういうところで皆さんの周知がなかなかできなかったかなと思っておりますし、新年度につきましては、やはり鹿島市内の方等につきましても、チラシ等をつくりながらPRを大いに進めていきたいと思っております。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

12番谷口良隆君。

〇12番(谷口良隆君)

終わりにします。せっかく、いい制度を提起されておるわけですので、受けのいい、打ち上げ花火じゃいかんわけですよ。だから、今、PR不足も、私も含めて言っておりますけど、制度の中身に立ち入って検討しなけりゃね、ホームページの掲載が遅かったからとか、PR不足だということだけではないと思います。1件された方が没になっておるんですから。そうした経過を十分分析の上で、次年度実績が上がるような措置をされることを期待いたしておきたいと思っております。

終わります。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

討論を終わります。

採決します。議案第21号 平成19年度鹿島市一般会計補正予算(第6号)については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(橋爪 敏君)

起立全員であります。よって、議案第21号は提案のとおり可決されました。

日程第2 議案第22号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第2. 議案第22号 平成19年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。亀井環境下水道課長。

〇環境下水道課長(亀井初男君)

それでは、議案第22号 平成19年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について御説明をいたします。

議案書は36ページでございます。

今回の補正は、下水道使用料の増額及び経常経費、建設事業費の確定に伴いまして、充当 財源の増減調整と繰越明許費についてお願いをいたすものでございます。

内容につきましては、別冊の補正予算書1ページをお願いいたします。

平成19年度鹿島市の公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)は次に定めるところによるといたしまして、第1条第1項 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,180千円を減額いたしまして、それぞれ1,194,688千円といたします。

第2項では、歳入歳出予算の補正は、2ページ、3ページの第1表のとおりでございます。 第2条 地方自治法の規定によりまして、翌年度に繰り越してお願いする経費は、4ページ、第2表 繰越明許費のとおりでございます。

この繰越明許費は、今回3件お願いをいたしております。これは、資材搬入路の交通安全対策や借地の工事用道路の処理と、同箇所の他事業との調整に不測の日数を要したため、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、平成20年度に繰り越して使用することをお願いいたすものでございます。

事業名は、鹿島市浄化センター建設工事の委託、それと乙丸雨水ポンプ場機械設備工事、 3事業目は乙丸雨水ポンプ場切替ゲート設置工事、この3件でございます。

第3条 地方債の補正につきましては、5ページの第3表のとおりでございます。 次に、説明書をお願いいたします。

6ページから7ページの事項別明細は説明を割愛いたしまして、8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款1項1目.下水道費負担金は676千円を増額補正いたしまして、説明は右欄の記載のとおりでございます。

9ページをお願いいたします。

2款1項1目. 下水道使用料は1,950千円の増額でございます。

10ページをお願いいたします。

4款1項1目.一般会計繰入金10,493千円の減額でございますが、これは事業費の確定によるもので、総務管理費、維持管理費、浄化センター費、建設事業費、公債費となっております。

11ページをお願いいたします。

6款2項1目. 雑入でございますが、3,087千円の増額で、主たるものが消費税の還付金でございます。

12ページをお願いいたします。

7款1項1目.公共下水道事業債8,400千円の減額は、高資本費対策借換債を予定いたしておりましたけれども、これは次年度、20年度での処理となりました。

13ページをお願いいたします。

歳出についての説明をいたします。

1款1項1目.総務管理費742千円の減額は、受益者負担金一括納付が少なかったことによります。

2目.維持管理費は1,100千円の減額でございますが、ポンプ場しゅんせつ委託料の減額 によるものでございます。

3目. 浄化センター費は110千円の減額をお願いいたしております。

14ページでございますが、1款2項1目.建設事業費は1,150千円の減額となっております。これは、事業費の確定によりまして工事請負費が増額となりましたけれども、給与費、委託料、補償費等が減額となりまして、増減調整をいたしております。

次に、16ページをお願いいたします。

2款1項1目.元金、2目.利息は、組み替えによる減額でございます。

次に、17ページから18ページのほうに給与明細書、19ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(橋爪 敏君)

質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

討論を終わります。

採決します。議案第22号 平成19年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(橋爪 敏君)

起立全員であります。よって、議案第22号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第23号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第3. 議案第23号 平成19年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計補 正予算(第2号)についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。福岡商工観光課長。

〇商工観光課長 (福岡俊剛君)

議案第23号 平成19年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計補正予算(第2号) について御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条第1項 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,500千円を減額し、歳入歳出 予算の総額をそれぞれ7,432千円といたすものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明を申し上げます。

6ページをお開きください。

まず、歳入でございますけれども、1款1項1目.不動産売払収入につきましては4,877 千円 (273ページで訂正) を減額するものでございます。

次に、7ページをお開きください。

2款1項1目. 一般会計繰入金は、事業費の確定に伴い、8,715千円を減額するものでございます。

次に、8ページをお開きください。

3款1項1目. 繰越金2千円は、平成18年度からの繰り越し分を今回計上いたすものでございます。

次に、歳出でございますけれども、9ページをお開きください。

1款1項1目.工場用地取得造成分譲費は、事業費の確定に伴う13,500千円の減額でございます。

減額の理由でございますけれども、今回の進出企業の水源確保につきましては、市のほうで井戸工事を予定しており、旭工業株式会社との調印式の後、井戸工事の説明に隣接企業でございます東亜工機株式会社のほうへ出向き説明をしたところ、今回の必要水量は1日20立米程度であったため、東亜工機株式会社のほうより、その程度の水量であったら自分のところの水を使ってもよろしいとの御配慮をいただき、旭工業株式会社や関係者との協議の結果、

既設水道を利用することが確定し、井戸工事が不要になったため、工事請負費を減額するものでございます。

次に、10ページをお開きください。

2款1項1目及び2目につきましては、財源内訳の組み替えでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。 (「冒頭、数字ば間違えて言わんやった」と呼ぶ者あり)

済みません。6ページのほうの訂正をいたします。

減額の金額でございますけれども、4,787千円が正解でございます。申しわけございません。

〇議長(橋爪 敏君)

質疑に入ります。11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

質問を申し上げます。

13,500千円、前回の議会で補正の増をいたしたと思いますね。今回、13,500千円全くそのとおりでマイナスということで補正が組まれております。その補正の理由として、進出企業の水問題があったと、水源地を確保するために13,500千円の予算をつけたということでございます。

ただ、幸い、お隣の東亜工機さんの御厚意により水問題については解決できたと、そのために13,500千円引くということでございますが、私もこの前の委員協議会の中でお願いをしたことなんですが、水問題というのは物すごく、非常に難しい問題があろうというふうに思います。厚意を受けるのも非常にいいことなんですけど、将来にわたっていかがなものかという心配をしております。大体、3年後には200名の規模の企業になるわけですよね。そして、やはり飲料、雑用水含めて、どのような形の使用量になるのか、私もちょっと理解できませんが、そのときに言ったのは、東亜工機さん、旭工業さん、それに鹿島市、これが3者で十分な条件面での細かなところまで含めて協議をしていただきたいと、そこの中で覚書なりの形で具体的に記載をしてほしいということをお願いしたと思います。

実際その後、どのような形で協議をなされておるのか、その協議の経過について御質問を 申し上げたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

福岡商工観光課長。

〇商工観光課長(福岡俊剛君)

中西議員の質問にお答えをいたします。

まず、水量の件でございますけれども、3年後に一応200人になりますけれども、200人になった時点で、今現在では1日当たり20トンということで推計をいたしております。

それから、協議の内容でございますけれども、一応うちのほうで旭工業様、東亜工機様、 それから市のほうということで3者で覚書を交わすようなことをいたしまして、その原案に つきまして一応3者のほうで見てもらっておりまして、内容的には合意を得ておりますので、 あとは調印をいたすということで事務手続を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

3者の協議が十分なされておると、あとは調印をするだけだということでございますので、 私も一安心はするんですね。やはり今回、例えば、市長が頑張って今回の企業誘致ができた と、企業誘致の条件になっていなかったかもしれんけれども、やっぱり水の問題というのは 大きな問題としてかかわってきます。

それで、1つ確認をしたいんですが、ここは水道の管理区域ではないですよね、東亜工機 さん含めて、今度の進出企業を含めてですね。その点、水問題についてはどのような形にな っていくんですかね。例えば、有料なのか、無料なのかですね。その点からまずいきましょ うか。どういう形なのか、有料なのか、無料なのかですね。

〇議長(橋爪 敏君)

福岡商工観光課長。

〇商工観光課長 (福岡俊剛君)

お答えをいたします。

水道につきましては、有料でございます。(「どがん形で、どっちがどがんて……」と呼ぶ者あり)

これは、水源を東亜工機様が持っておられますけれども、この管理を谷田地区の谷田水道 組合のほうでなさっておられます。ですから、谷田組合のほうで一括管理をされておりまし て、料金につきましては鹿島の上水道と一緒の料金ということで、使用者の方から東亜工機 のほうへお支払いをするということになるかと思っております。

以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

せっかく決まった3者合意を私が壊すわけじゃない、そういう気持ちじゃない。ただ、確認をちょっとしておきたいということがあって、質問しているんです。ちょっと前提がそういうことですから、気悪くせんでくださいね。

そうすると、有料となると、組合から旭工業さんが買うという形になるんですかね。その

点どうですか。そして、管理組合というのはどういうふうな組織なのかですね。いわゆる簡易水道みたいな組合なのか、あるいは、うちの市の水道は関与できないっておかしいけれども、直接しないわけですから、その点どういう性格の組合なのかですね。法律上の裏づけですよ。

〇議長(橋爪 敏君)

山本産業部長。

〇産業部長(山本克樹君)

簡単に言いますと、民間と民間の水のやりとりとなります。ただ、私どもが誘致企業でございますから、何かあった場合は私どもが全責任を持ちますという、そういった約束をいたしております。

今、水道組合と言ったのは、川内の5軒のことを言ったと思います。これはあくまでも自分たちがつくられている組合でございますから、そこに旭工業さんも加入していただいて、 東亜工機さんに水代をお支払いすると、そういうシステムでございます。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

わかりました。そうすると、水道の組合に加入をまずされて、そこの中でお互いに分配を していくと。水源はあくまでも東亜工機さんの水源を利用するけれども、管理組合としての 処理の仕方をするということになりますかね。ですから、その分の使用料は管理組合に入っ ているのと同じように、その規定に基づいて支払いをしていくと、そういうふうな考え方で すね。

だから、部長のさっき言われた、民間と民間と言われたから、ちょっと僕もびっくりした んだけど、民間と民間で水の売り買いができるのかなという疑問がちょっとあったもんです からね。ただ、管理組合のメンバーとしてそういうことでやりとりをされればできるという ことですね。改めて、そういう理解でいいですか。

〇議長(橋爪 敏君)

山本産業部長。

〇産業部長(山本克樹君)

民間と民間で売り買いができるのかとか、市の水道料金がそれに何か関係しておるんじゃないかというふうな、これはあくまでも民間、いわゆる東亜工機さんと、水が困っておられる方たちのところにやっていただくために、じゃあ、どういう形でいこうかという話ですので、だから、これも問題ないんじゃないでしょうかね。そういうふうに我々は理解いたしております。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

いや、だから、私が言っているのは、管理組合の中できちっとした形でやれば、別に何も 問題はないわけですよね。よそもみんなそがんしてやっているわけですからね。水を集めて、 そして、それぞれ分配をされているところですから、そういう例はあるということで、それ なら僕は別に何も問題ないと思いますよ。

もう1つ、それで、13,500千円予算をつけて、井戸は掘らないと。ただ、施設的な問題で、例えば、配水管にしても、どういうふうな形で水を分配することをされるのか、よくわからないですが、そういう工事費ですね、どういう形で水源から工場のほうに持ってこられるかわからないですが、あるいは工場内の配置は自前でされるでしょうけれども、持ってこられるそういう工事ですね。要するに、水源から自前の分野まで持ってられる工事、これはだれが負担するような形になるんでしょうか。

〇議長(橋爪 敏君)

福岡商工観光課長。

〇商工観光課長(福岡俊剛君)

お答えをいたします。

水源からの工事でございます。今現在、東亜工機さんから下の谷田のほうまで50ミリの管がいっております。これから今、谷田のグラウンドのほうへ50ミリの管で分岐がいたしまして鹿島実高が使われておりました。今回、旭工業さんが奥のほうへ工場を建設されますけれども、その間までにつきましては市のほうで水道を引くということで今現在予定をいたしております。

以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

ですから、そういう事情が出てきますよね。13,500千円ぽんとつけた、あと全額減額してあるものだから、じゃあ、果たして配水管の問題はどうされるのかなと。私は、これは市が負担して当然のものだと理解するんですよ。誘致企業ですから、誘致企業に対する優遇策の1つとして、そういう予算は当然必要かなと思ったんだけど、その予算がないものですからね。だから、どこでどうするのかなと、だれが負担して、鹿島市が負担するのが僕は当たり前だと思いますけど、その点どうなのか、ちょっと疑問を感じたわけですよ。だから、13,500千円のうち、少しでも残しておけばできたのになと。

だから、どこが主体して、金額的にわずかな金額かもしれんけれども、将来200人という 規模の企業ですから、そういうのを含めて、ちょっと配慮をしておいたほうがいいかなと思 いますので、その点どうでしょうか。

〇議長(橋爪 敏君)

福岡商工観光課長。

〇商工観光課長(福岡俊剛君)

上水の配水管の工事でございますが、今現在、旭工業さんのほうが工事が新年度に入ってからされる予定でございますけれども、当然私どもとしましては、水道の敷地まで持っていくのは、全体の建設工事が済んだ後ぐらいを一応予定いたしておりますので、それにつきましては新年度の予算の中でお願いをしたいと思っております。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

先ほどの答弁で、やっと疑念が解決したといいますか、要するに、新年度において、やはり誘致企業に対する周りからの援助といいますか、そういうことはぜひ必要だと思うんですね。だから、十分協議していただいて、将来において、例えば、企業がどうなるかわからん、そういう心配はしないでいいんでしょうけれども、やはり3者の協議は今後も十分続けていただいて、だれがどこを負担する、どこが責任を持つのか、あるいは水質保全についてはだれがどうするのか、ものを含めてですよ。水質検査だって金かかるわけですから、そういうのを含めて、あるいは電気代にしても費用はかかるわけですから、費用分担を含めて、そういう形できっちりしておいてほしいと、企業のためにですよ。あるいは、せっかく市長が企業誘致した結果、いや、これは水問題でもめたというようなことがないように、十分御配慮いただきたいというふうに思います。

質問を終わります。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかにございませんか。14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

私も、今、中西議員が取り上げられた部門で質問したいと思うんですが、今回は水の問題は東亜工機さんの御厚意によって、今の論議されたような形になるわけですが、中西議員も水問題はということで御心配をされておりますが、やはりこれが今のような状況でずっと続けられればいいわけですが、どういう状況になるかわからないですよね、先は。企業さんが短期間で出ていかれるということはあってはならない、永久におっていただかなくてはいけないわけですから、その間には東亜工機の情勢もいろいろ変わってくるでしょうし、今やられている役員さんたちの間ではそういうことで了解されているということもあるかもわかりませんがね。だから、やっぱりちゃんとした形で企業誘致を迎えるということが私は大事だ

と思うんですよ。非常に私は不安を感じるわけですね、こういう形での契約というのは。

ですから、せっかくこれだけの予算を組んだわけですから、私はこれはこれとして、やっぱり水源を確保する事業は当然すべきじゃないかと思うんですよ、先長く考える場合はですね。やっぱり幾らかでもお金を少なくしたいという気持ちはわかりますが、私の心配し過ぎならいいわけですが、水という問題はいろいろ出てきますからね。いろんなところでも、水に関するもめごとというのは出てくるわけですがね。

そういう面で、幸いここが仕事そのものに水を多く使うんじゃなくて、従業員だけの利用 だということで、いいかもわかりませんが、先を考える場合に、何とかこれはそのままの状 況でやるべきだと思うんですが、やっぱりこういう形で終わられるのかどうか。

〇議長(橋爪 敏君)

桑原市長。

〇市長 (桑原允彦君)

まず、おっしゃる趣旨は私もわかりますし、実は私もそういう考えがあったもんですから、 担当課のほうにも、誘致企業に対して、あるいは東亜工機さんに対して、その確認をまずせ ろと。ですから、この議論をする場合に、ここで正式に鹿島市長として申し上げておきます が、もし何らかの事情でこの水が旭工業株式会社さんのほうに供給が不可能ということにな った場合には、鹿島市が全責任を負って新しく井戸を掘ってちゃんとやりますと、このこと をまず申し上げておきます。その上で議論を進めないといかんと思いますので。

それで、そういう申し出が東亜工機さんのほうからありまして、私は非常にありがたいなと思いました。このお申し出をやっぱり、これはむげに断るというのも、1つは失礼になりますし、せっかく、自分のところはまだ余剰があるから使っていいよと言ってもらっている。このことに付随して、千数百万円の市費を今の段階では少なくとも出さなくていい、こういうのがありまして旭工業さんのほうにもその旨を言いまして、当然、今御指摘のような、旭工業さん側からいえば、永久的にそういうことが大丈夫やろうかということはあられたと思うんですね。しかし、そういうものをちゃんと私どもで説明しておりますので、そういう懸念というのはないし、もし万が一なった場合も、市のほうがちゃんと補償してくれるという形ならばということになっておりますので、ありがたいお申し出をお受けしたということであります。今も東亜工機さんには非常に感謝をしております。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

何かあったときは市が全責任を負うということで対応するということでしょうが、これが 永久にその保証があるとは限らないわけでですね。やっぱり、一番心配は企業側さんじゃな いかと思うんですよね。特に今、お約束事なんというのは、行政なりとも全国的にはそうい うことを私たちはそうじゃないですよというような問題も起きているわけで、例えば、市長だって、今の体制機構だって、永久に続く体制じゃないわけですからね。そこまで考える必要はないかもわかりませんが、殊、水の問題ですので、いざここでどうしようもないということになったときには、急にはどうにもできない問題ですよね。

だから、先ほどおっしゃいましたように、何かあったときにはその時点で井戸は掘りますよということですが、私は、せっかく予算を組んだんですから、ここでやっぱりその対応をしておくというのがベターだと思うんですが、やっぱり、いや、東亜工機さんには断れないからしますよというものなのか。それは、確かにありがたいですよね。めったに今はそういうことないですよね、お互いですからね。しかし、いつ何があるかというのは、これはわからないわけで、段取りをしたんですから、したなら、それを遂行するというのが、私は当然じゃないかと思いますが。まだ何かありましたら。

〇議長(橋爪 敏君)

桑原市長。

〇市長 (桑原允彦君)

できるだけ発言を慎むようにと思いまして、マスクもしておりましたが、これは私がまず お答えをして、あとまた部長なり課長のほうがお答えいたしますが、せっかく予算を組んだ んですね。ただ、現時点で少なくとも、そういうありがたいお申し出がありましたから、こ れは使わないでいいならば使わないで、これを有効に回させていただくというのは、私ども としては非常にありがたいというふうに思うわけであります。

〇議長(橋爪 敏君)

山本産業部長。

〇産業部長(山本克樹君)

本当に掘るのかという議論の最終に申しわけないですが、私どもの考えは、おもらいするというふうな方針でいきます。やはりどういうことが想定されるかというのは、いろんなケースがあると思いますが、それはそれといたしまして、私どもが覚書というのを先ほど中西議員のほうに福岡課長がお答えしたんですけれども、何らかの理由で給水が停止したと、そういった場合は、私どもが責任を持って対処するものとするというのを1項目入れておりますので、そういうふうにして安心でお使いくださいというふうなことで、それで進めさせていただきたいというふうに思います。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

何かあったときは責任持って水を確保する体制をとるという、それはいいと思いますがね。 極端な話ですが、何かあったときに水を確保するんじゃなくて、もうそがんことなら私たち はよそさん行きますと、そういうことだってないと言えんわけですからね。その責任は市もとれんわけですよね。そういうことが、そういう会社じゃないと思いますがね。いや、やっぱり心配しますよ。今もう義理も人情もない時代ですからね。もうければいいというのが会社の本質ですから、そういうことがないようにですね。皆さんも永久にいらっしゃるわけじゃないわけですし、私ももちろんここで永久におるわけじゃないわけですから、そがん言うたろうがと言うときはないかもわかりませんが、そういう心配をしております。

以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

討論を終わります。

採決します。議案第23号 平成19年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計補正予 算(第2号)については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(橋爪 敏君)

起立全員であります。よって、議案第23号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第24号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第4. 議案第24号 平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算(第6号)についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

〇保険健康課長(岩田輝寛君)

議案第24号 平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算(第6号)について御説明 を申し上げます。

予算書の1ページをごらんください。

今回の補正では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ91,345千円を減額いたしております。補 正後の額が4,353,401千円というふうになっております。

それから、歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額につきましては、第1表の歳入歳出予算 補正のほうに計上しております。2ページから5ページでございます。それをごらんいただ きたいと思います。

補正の内容につきましては、説明書の8ページのほうで御説明を申し上げますので、8ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税でございますけれども、医療分、介護分の現 年度課税分、それから滞納繰越分、合わせまして3,900千円の減額をいたしております。

2目の退職被保険者等国民健康保険税につきましては、医療分、介護分の現年課税分を合わせまして11,000千円の減額でございます。

次に、9ページをお願いします。

3款の1項1目. 療養給付費負担金35,733千円の減額でございます。減額の主なものにつきましては説明欄に記載をいたしておりますけれども、療養給付費に係る国庫負担金分が33,828千円ということで一番大きな額になっております。

それから、2目の高額医療費共同事業負担金でございますけれども、2,130千円の減額で ございます。

次に、同じく3款2項1目の財政調整交付金でございますけれども、今回38,806千円の増額をいたしております。内容につきましては、財政調整交付金が38,029千円、それから特別調整交付金を777千円増額いたしております。この特別調整交付金は、国保連合会の電算システムの改修をやっております。平成20年度の法改正に合わせて改修をやっておりますけれども、それの負担金に対する国庫補助分でございます。

それから、2目の事務費補助金ですけれども、121千円の増額でございます。これは、高齢者の医療制度円滑導入補助金ということで、70歳から74歳の方の自己負担分、これが当初、国のほうでは来年度から2割になすという予定をしておりましたけれども、その後、1割を据え置くということになりました。その関係で、高齢者の受給者証を交付する必要がございますので、その費用の補助金でございます。

それから、次の11ページをごらんいただきたいと思います。

4款1項1目.療養給付費交付金ですけれども、1,490千円の増額でございます。

それから、5款1項1目の高額医療費共同事業負担金2,130千円の減額でございます。 次に、13ページをお開き願いたいと思います。

同じく県支出金の2項1目の財政調整交付金ですけれども、補正額が8,159千円でございます。補正の内容としましては、説明欄にありますように、1種交付金9,469千円、2種交付金の増額が1,310千円というふうになっております。この1種交付金というのは、主に医療の給付費に対する交付金でございまして、2種交付金というのは保健事業に対する交付金でございます。

それから、6款1項1目の共同事業交付金ですけれども、1,913千円の増額でございます。

それから、2目の保険財政共同安定化事業交付金70,012千円の減額でございますけれども、これは県内の国保の保険者が高額の、300千円以上の医療費の分を資金を出し合ってプールして運営をするというようなことにしておりますが、それの出資に対して各市町村に、その反対給付として交付金があります。その分の減額でございます。

それから、次の15ページでございますけれども、8款2項1目.一般会計繰入金302千円 の減額でございます。

それから、10款3項1目の一般被保険者第三者納付金532千円の増額です。この第三者納付金は、交通事故による医療給付については加害者のほうから損害賠償額という形で医療費に対して返還を求めることができます。その分の枠でございます。

それから、退職被保険者第三者納付金ですけれども、865千円の減額になっております。 5目の雑入につきましても24千円の増額です。

それから、次に、17ページからは歳出になっております。

1款1項1目. 一般管理費で2,766千円の増額でございます。補正の主なものとしては、 節のほうに掲げておりますように、職員手当とか、それから委託料、こういうものを増額さ せていただいております。

それから、2項1目の運営協議会負担金145千円ですけれども、これは国保運営協議会を ことし4回予定をしておったわけですが、3回これまでやっております。あと予定がありま せんので、減額をするということでございます。

次に、19ページでございます。

1款3項1目の賦課徴収費ですけれども、これは節間の組み替えということでございます。 それから、2款1項1目.一般被保険者療養給付費ですけれども、これは財源の組み替え です。

それから、2目の退職被保険者等療養給付費36,844千円の減額です。

あと、3目、4目についても、これは財源の組み替えでございます。

それから、21ページをお願いします。

2款2項1目.一般被保険者高額療養費1,663千円の減額でございます。

同じく2目の退職被保険者等高額療養費、これも7,226千円の減額です。

それから、次の4項1目の出産育児一時金ですけれども、1,750千円の減額をいたしております。

次に、23ページでございますけれども、3款1項1目の老人保健医療費拠出金、これも財源の組み替えでございます。

同じく4款1項1目についても財源の組み替えでございます。

次に、25ページですけれども、5款1項1目の高額医療費拠出金8,520千円の減額です。

それから、2目の保険財政共同安定化事業拠出金36,495千円の減額ということになってお

ります。

それから、6款1項1目.保健衛生費ですけれども、50千円の減額でございます。

それから、3目の保健推進費につきましては1,418千円の減額というふうになっております。

減額分につきましては、決算見込みを出して、それに基づいて補正をお願いいたしております。

それから、27ページ以降の給与費明細書につきましては説明を省かせていただきます。 以上、よろしくお願いをいたします。

〇議長(橋爪 敏君)

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時57分 休憩 午後 O 時59分 再開

〇議長(橋爪 敏君)

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

議案第24号に対する質疑に入ります。

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

それでは質問しますが、まず第1点は非常に単純な質問ですが、説明書の20ページ。

ここで、財源組み替えが出ていますが、一般財源同士の組み替えというのは大体わかりますが、国庫支出金で決まっていたのを一般財源に組み替えるとか、そういう組み替えのやり方ですが、これはどういう理由で、国庫支出金とかその他の財源で組んであったのが一般財源に移っていくわけですかね。

〇議長(橋爪 敏君)

岩田保険健康課長。

〇保険健康課長(岩田輝寛君)

お答えします。

予算書の2ページ、ここの中で、国庫支出金の中で国庫負担金、これが減額になっております。37,863千円。こういうふうに、当初、一般の保険給付費に充てる財源がそれだけ組んでおったわけですけれども、それに充てる財源がこれだけ減ってきたという形で財源の組み替えを行っております。よろしいでしょうか。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

国庫支出金だとか県の支出金だというのは、恐らく内容的な決まりがあって、そこから出

すようになっていると思いますが、今のでは、見込んでおったのが来ないからということですが、内容によって、これは国から出すべきだ、県から出すべきだと決まっている、そういう枠組みはないわけですかね、医療給付については。見込んでおったけど、来んやったら、すべて一般財源で見らんといかんというような対応をせんといかんということですかね。医療給付なんというのは、お金のなかけんかかんしゃんなというわけいかんわけですから、必要になるわけですがね。その辺はどんなですか。

〇議長(橋爪 敏君)

岩田保険健康課長。

〇保険健康課長(岩田輝寛君)

基本的に、医療給付費ですね、それの一般被保険者の分は34%が基本的に国の負担になっております。それから、退職者の分は、退職者に係る医療給付費から保険税、退職者の方が納めていただく保険税ですね、その財源を引いて、あとの分は支払基金のほうから財源が来るという形になっております。国庫負担の分に係りましては、一般被保険者の医療費に係る分の34%、これが原則になっております。

以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

それじゃ、この場合は、34%の枠外の部分だったのか、枠内の部分が減らされてきているのか。決まりだったら、一般の場合、34%ということですから、当然来んといかんわけでしょうけど、これはどういうことなんですかね。ちょっと私のとらえ方が悪いのですかね。当然、これは国が出すべきもの、これは何かの補助金と違って、幾ら、何割ですよじゃなくて、要ったしこの34%というわけでしょう。そういうことになれば、これは当然国が出すべきものだと私は思いますが。私の理解が間違いですかね。

〇議長(橋爪 敏君)

岩田保険健康課長。

〇保険健康課長(岩田輝寛君)

医療給付費の財源構成としましては、先ほど言いますように、国のほうが基本的に34%、 それから財政調整交付金のほうで9%、それから県の支出金ですけれども、これが7%、そ ういうふうな形になっております。あとは保険税で見るようになっております。

それで、赤字が生じるというのは、結局、保険税で徴収すべき財源が少なかったと、そういう場合に国保会計の中では赤字という形であらわれてくるとなっております。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

せっかく説明してもらいましたが、私はわかりません。

20ページの上のところで、一般財源に101,395千円ですね、これが一般財源に移っている わけですけど、国県支出金とその他の財源で組んでいたのが移っているということで、さっ き言われたように、赤字の状況になったことでそうなったと見るのか。ちょっとその辺の、 どうして一般財源に移っていったかというのを、もう少し私の頭でわかるように説明してく ださい。

〇議長(橋爪 敏君)

出村副市長。

〇副市長(出村素明君)

お答えをいたします。

国保会計については先般から、今年度、19年度の決算見込みというのを報告しておったと思うんですけれども、大体今年度は段階的な値上げの中で90,000千円から1億円の赤字だということを報告しておったと思います。

御承知のとおり、予算の編成につきましては、収支均衡の予算をつくるというのが原則ですから、どこかに財源を充てておかんばいかんというのがあります。したがって、当初予算の段階では、その部分を国と、それから財政調整交付金という中に収入見込みとして上げておったわけですけれども、実際赤字の見込みがほぼ確定をしておりますので、この際、財源的に国、県その他の財源については、従来の適正な額といいますか、負担割合に基づく額に引き直して、今回計上修正をしたということでございます。

○議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

半分ぐらい。財源を組むときの、そのときの都合と言うたらおかしいですが、そのためだというふうに理解しておきたいと思います。

次です。22ページ、出産育児一時金というのがあります。ここで1,750千円残が出ていますが、これは生まれてくる人たちの数が少なかったということだと思いますが、それならお尋ねをしたいと思いますが、きのうは医療費の無料化が実現をいたしましたが、今いろんな皆さんの声を聞く中で、生まれてから育児をする間の援助も欲しいけど、その前の援助が欲しいという声が非常に多くあります。私が今ここでお聞きしたいというのは、妊婦の人たちが定期的な検査というのがありますね。その検査を受けに行くときにはお金がかかります。最近の状況の中で、医療の統計はとられていると思いますが、果たして妊婦の人たちが最低決められた期間の健診が十分に受けられているかどうかということが、今非常に、鹿島市だけでなくて、ほかの地域で問題になって出てきておりますが、その辺の状況の統計というの

はとれていますか。妊婦の人たちが健診をちゃんと受けに、最低必要な数行っているかどう かというのが。

〇議長(橋爪 敏君)

岩田保険健康課長。

〇保険健康課長(岩田輝寛君)

そのことは、把握はしておりません。通常、産婦人科の先生方に聞きますと十四、五回行くんですかね。それで、現行鹿島市のほうでは無料健診というのを2回やっております。これは新年度予算で審議をしていただくわけですけれども、20年度からはこの2回を3回ふやして5回に予定をしております。

以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

妊婦の健診を取り上げたのには、1つは、今社会的にもお産をしに行った場合に病院が拒否されるという事態が出ているというのが報道されることが多くなりましたが、この拒否される要因というのが何かというと、子供ができてから出産まで健診を受けていないという人が非常に多くなってきているということですね。そういうことですから、受け入れる病院としても、異常な場合に責任が持てないというような、そういう実態があるのは事実だと思います。

何で健診を受けに行かないかというと、1つは、やはり今、若い女性の人はパートで働いている人が多いです。時給幾らという形で働いていますから、まず健診のために休みをとれば、その分、賃金が少なくなると。そしてまた、健診を受けに行けばお金がかかるというような中で、もう出産ぎりぎりまで健診に行かないというような事態が起きて、いろんな社会問題にまでなるようなことが今起きているわけですね。

今、鹿島市では、これまでは2回が無料で、20年度から3回ということで……(「5回」と呼ぶ者あり)3回プラスで5回ですね。もう先に答弁をいただきましたがね。言うことないじゃないですが、言うことあります。そういう状況ですから、より鹿島市としては対応を早くしていただいたという問題がありますが、もう1つ進んで、最近の新聞ではすべて無料にしたという自治体も出ております。

ですから、それはそれとして、20年度ではそういう進展があると思いますので、やはりこれからは生まれる前の対応、そういうものについてもより進んだ対応を鹿島市としてしていただいて、少子化対策という言葉が字面だけに終わらないように、本当にそれが生かされるような具体的な政策を進めていただくということをお願いいたしまして、終わりにしたいと思います。できれば、すべてを無料にということをお願いして、終わりたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

討論を終わります。

採決します。議案第24号 平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算(第6号)については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(橋爪 敏君)

起立全員であります。よって、議案第24号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第25号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第5. 議案第25号 平成19年度鹿島市老人保健特別会計補正予算(第4号)についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

〇保険健康課長(岩田輝寛君)

議案第25号 平成19年度鹿島市老人保健特別会計補正予算(第4号)について御説明を申 し上げます。

今回の補正では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75,630千円を減額いたしまして、補正後の額を3,779,708千円といたしております。

款項の区分ごとの歳入歳出予算の金額につきましては、2ページから4ページですけれど も、第1表の歳入歳出予算補正に計上をしておりますので、ごらんいただきたいと思います。 補正の内容につきましては、7ページの説明書で御説明を申し上げます。

まず、歳入でございますけれども、1款1項1目の医療費交付金、今回39,746千円の減額 をいたしております。これは、決算の見込みによる減額でございます。

それから、8ページの2款1項1目の医療費負担金、これは25,026千円の減額でございます。

それから、同じく2項1目の事務費補助金ですけれども、363千円の減額でございます。 これは、老人医療費の適正化対策事業補助金の減額ということになっております。

それから、10ページの3款1項1目の県負担金でございますけれども、これも6,257千円

の減額ということにしております。

それから、次の4款1項1目の一般会計繰入金、これは7,971千円の減額でございます。 次に、12ページの6款3項1目の第三者納付金、これは国保のほうでもありましたけれど も、交通事故の場合には事故加害者の方に求償をすることができます。その関係で、その収 入が入ってきておりますけれども、これが3,469千円でございます。

雑入で264千円の増額でございます。

次に、歳出でございます。

13ページでございますけれども、1款1項1目の一般管理費では、職員手当等を増額いたしまして、あと共済費、委託料を減額いたしております。合わせまして2,079千円の減額でございます。

それから、14ページでございますけれども、2款1項1目の医療給付費、補正額が73,551 千円の減額です。この減額は、病院にかかるのが少なかったと、医療費が少なかったという ことで減額をいたしております。先ほどの歳入の関係で、国庫支出金あたり、それから県支 出金あたりが減額になっておりますけれども、これは医療費が減額によって、それに見合う 歳入が減額になったということでございます。

それから、15ページ、16ページに給与費明細書を上げておりますけれども、この分については説明を省略させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

〇議長(橋爪 敏君)

質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

討論を終わります。

採決します。議案第25号 平成19年度鹿島市老人保健特別会計補正予算(第4号)については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(橋爪 敏君)

起立全員であります。よって、議案第25号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第26号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第6. 議案第26号 平成19年度鹿島市給与管理特別会計補正予算(第2号)についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北御門総務課長。

〇総務課長(北御門敏則君)

議案第26号 平成19年度鹿島市給与管理特別会計補正予算(第2号)について御説明を申 し上げます。

別冊の補正予算書をごらんください。

1ページをお願いします。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ236千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,949,837千円とするものでございます。

内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書のとおりでございます。

よろしくお願いいたします。

〇議長(橋爪 敏君)

質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

討論を終わります。

採決します。議案第26号 平成19年度鹿島市給与管理特別会計補正予算(第2号)については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「替成者起立〕

〇議長(橋爪 敏君)

起立全員であります。よって、議案第26号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第27号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第7. 議案第27号 平成19年度鹿島市水道事業会計補正予算(第2号)についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤家水道課長。

〇水道課長 (藤家敏昭君)

それでは、議案第27号 平成19年度鹿島市水道事業会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

別冊の予算書で御説明いたします。

今回の補正につきましては、公債費負担の軽減対策として平成19年度から3年間で高利率の公的資金保証金免除繰り上げ償還の承認を受けたことによりまして、今年度分といたしまして財政融資資金借入金の繰り上げ償還を行うために62,485千円を増額補正いたすものでございます。

1ページをごらんください。

第2条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額に第1款第2項.企業債償還金に62,485 千円を増額し、補正後の額を436,969千円といたすものでございます。

なお、62,485千円につきましては、利益剰余金の減債積立金で補てんをいたすようにいた しております。

2ページ以降につきましては附属書類でございますので、説明は省略させていただきます。 御審議方よろしくお願いいたします。

〇議長(橋爪 敏君)

質疑に入ります。11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

質問をいたします。

水道会計については、さまざまな問題をクリアしながら、何とか一生懸命やっておられる ということについては、私も今後のことで御期待を申し上げたいと思います。

ただ、この場で扱うのか、谷田の工業団地の場合に扱うのか、あるいはあした扱うのか、 私もちょっと迷ったんでございますが、実は今、水道局の管理している大木庭の浄水場の予 定地の問題について、現在市内においては谷田工業団地の企業進出のために鹿島実高のグラ ウンドの移転の問題があろうかと思っております。さまざまな意見があるようでございます。 あるいは、地元鹿島市内においては市民の皆さんの、実高の御父兄の方含めて署名活動なり をされておるのが今現状じゃないかなというふうに思っております。

現在の状況、あと、例えば、大木庭に決定したのかどうか、あるいは県との、あるいは学校とのいろんな交渉事があったろうかと思いますが、現在の時点で、どのような形になっているのか。新年度の予算でお話をされるのか、今までの3月の末までの問題として、何らかの形での動きがあっているのか、お聞きをしたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

竹下企画課長。

〇企画課長(竹下 勇君)

複数課にまたがって協議をしてきましたので、私のほうから答弁させていただきます。 商工観光課と都市建設課、それとかいろんな関係課で話をしてきました。学校のほうとは、 事務レベルでの調整が整ったところでございます。大木庭のところをやると。候補としては 市民球場でありますとか、祐徳グラウンドでありますとか、御存じのように幾つかありましたけれども、大木庭をリースといいますか、賃借、借り上げをして利用したいということで、 今それぞれの上のほうに決裁を回す段取りのところまで来ております。

4月から9月ぐらいが大木庭の整備が終わるというように学校のほうで申しておりますので、その間は市民球場のほうを、ほかの団体と調整をとりながら利用していくということが現状でございます。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

大木庭の浄水場の予定地ということで決定ということでよろしゅうございますか。

〇議長(橋爪 敏君)

竹下企画課長。

〇企画課長(竹下 勇君)

事務の打ち合わせ、事務レベル担当では決定をいたしました。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

役所の内部の仕事は、私はよくわかりませんが、事務レベルでは決定をしたと。あと、どこで決定するのでしょうか。

〇議長(橋爪 敏君)

竹下企画課長。

〇企画課長(竹下 勇君)

済みません。説明が不足しまして。

事務レベルで協議をいたしまして、あとは市長なり、向こうでいうと教育長になるのか、 学校のほうの上部の団体、それから行政のほうの上部の団体、決裁をもらえば終わりになる という形になっております。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

大木庭の浄水場予定地は、どちらの財産かということで、僕は一般財産の中に入るのではないかなという感じがした、教育財産ではないだろうというふう思っております。

したがって、結局、鹿島市がとにかくお世話をして、県立の実高なり、県は教育長とかな んかになると思いますが、そことの合意ですね。そういうのが具体的に、いわゆるいつ、新 年度になるのか、年度内で結論が出るのか、その点はどうですか。

〇議長(橋爪 敏君)

竹下企画課長。

〇企画課長(竹下 勇君)

年度内に、これは契約書になるのか――財産の問題から言います。

大木庭の予定地につきましては、水道課の持ち物になっております。水道課のほうで契約をやるようにしていますけれども、それが契約という形になるのか、別の形になるのか、水道課のほうと学校のほうで調整を今しております。

うちのほうは市長の決裁です。先ほど教育長になるだろうと言いましたのは、県のほうです。県のほうの決裁も、そういうふうにおりて、年度内に決着がつくというふうに考えているところでございます。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

将来においても大木庭の予定地を何年使えるかという問題も将来あろうかと思いますね。 やっぱり、今のところまだ水道事業として大木庭の予定の浄水場を云々するという問題は市 長も懸念されておりまして、少し延ばすと、現在の使用量でいくと十分だということで延ば すということでございますが、いつまで延びるかという問題もあろうかと思います。

ただ、1つは、決定という前提でお願いしたいのは、結局、地域住民の方にとってどうなのかなという問題があるんです。ただ、私も直接聞いておりませんが、十分広いところでございますから、大きな混乱はないだろうと思いますが、今地元でもいろいろな形で使っていらっしゃいますので、その点の御配慮をしていただいて、ぜひ実高の野球部のグラウンドについては責任を持って確保していただくということでお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇議長(橋爪 敏君)

竹下企画課長。

〇企画課長(竹下 勇君)

現在、水道課のほうで文書的な詰めの作業をやっているところですけれども、地元との調整、それから地元への依頼、施設の整備、これはすべて県のほうでやるということで話はなっているところですけれども、水道課としても地元のほうにあいさつに行き、下準備といいますか、下打ち合わせをやって、県との協議がスムーズにいくように計らっているところでございます。

以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

とりあえずの緊急避難は、これにおいてできたと思いますが、将来においては、やはり市 と県と十分な話をしていただいて、例えば、何年間使えるかわからないけれども、将来にお いては県立の野球場だってよかわけですよね。高津原の付近にですね。そういうことも視野 に入れて、今後の検討課題として十分な議論をしていただきたいというふうに希望申し上げ て、私の質問を終わります。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

討論を終わります。

採決します。議案第27号 平成19年度鹿島市水道事業会計補正予算(第2号)については、 これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(橋爪 敏君)

起立全員であります。よって、議案第27号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第28号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第8. 議案第28号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更に係る協議についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。竹下企画課長。

〇企画課長(竹下 勇君)

議案第28号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更に係る協議について御説明をいたします。

議案書の42ページ、43ページをごらんください。

今回の協議の内容は、佐賀県西部広域環境組合が佐賀県市町総合事務組合に加入することによる組合組織の数の変更、それと佐賀市が交通災害共済の共同処理へ参加すること、あわせまして伊万里・有田地区特別養護老人ホーム組合を伊万里・有田地区医療福祉組合に名称を変更することによる規約の変更でございます。この協議について、地方自治法第290条の

規定により議会の議決を求めるものでございます。

関係条文の変更につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、議案説明資料の29ページ、30ページをお開きください。

右側がこれまでの条文でありまして、左側が新しい案でございます。アンダーラインを引いたところが改正部分になりますので、ごらんください。

別表第1(第2条関係)です。ここには、組織の構成メンバーを上げております。

中ほどからちょっと下のところに、伊万里・有田地区特別養護老人ホーム組合というのが 旧にありまして、先ほど申しました伊万里・有田地区医療福祉組合ということに名称変更に なっております。

それから、一番下の段に、佐賀県西部広域環境組合を追加しているところでございます。 続きまして、別表第2(第3条関係)です。第3条関係は、退職手当の支給についての規 定になっております。

ここも、先ほど言いました伊万里・有田地区医療福祉組合の名称の変更でございます。 ページをめくりまして、次の30ページです。

30ページの中ほどに、先ほどの伊万里・有田地区医療福祉組合というのが出てまいります。 これも名称変更になります。

- 一番下のところに、佐賀県西部広域環境組合を追加でございます。
- 3条の7号というのは公務災害についての規定になっております。

3条9号に関する事務、ここには交通災害を規定しております。「鳥栖市」の前に「佐賀市」を追加するものでございます。

以上の変更ですけれども、条例の施行日につきましては、議案集の43ページ、附則で書いております。知事の許可のあった日から施行するということにしております。佐賀市の追加がこれになると思います。佐賀県西部広域環境組合の追加につきましては、平成20年4月1日からの施行、それから、伊万里・有田地区医療福祉組合の名称変更につきましては、平成20年2月1日に遡及いたしましての施行日になります。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

討論を終わります。

採決します。議案第28号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及 び同組合規約の変更に係る協議については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の 起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(橋爪 敏君)

起立全員であります。よって、議案第28号は提案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明13日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 1 時39分 散会